

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。            本館            吉田国際交流会館            宇治分館            おうばく分館            みささぎ分館</p> <p>(中 略)</p> <p>第5条 第3条に定める各会館に、生活上の諸問題            に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わ            せるため、会館主事及び会館副主事（以下「会館            主事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。            本館            吉田国際交流会館            宇治分館            おうばく分館            みささぎ分館  <u>百万遍国際交流会館</u>  <u>岡崎国際交流会館</u></p> <p>第5条 第3条に定める各会館<u>（百万遍国際交流會            館及び岡崎国際交流會館を除く。）</u>に、生活上の            諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等            を行わせるため、会館主事及び会館副主事（以下            「会館主事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p><u>第5条の2 第3条に定める各会館に、生活上の諸            問題に関する相談等に対応させるため、レジデ            ント・アシスタントを置くことができる。</u></p> <p><u>2 レジデント・アシスタントは、本学の学部又は            研究科の正規の課程に在学する学生であって、外            国人留学生ではないものうちから、国際担当の            理事が任命する。</u></p> <p><u>3 レジデント・アシスタントの任期は、1年とし、            再任を妨げない。ただし、通算3年を超えないも            のとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、レジデント・アシ            スタントに関し必要な事項は、国際担当の理事が            別に定める。</u></p> <p>附 則            この規程は、令和元年10月1日から施行する。</p>